

家庭内暴力に対する市民ボランティア相談員養成の試み (I)

～DVの家庭内暴力としての視点と研修の意義について～

山西 裕美 片岡 靖子 *山崎 きよ子

Training volunteers as advisors for victims of family violence (I)

～ A study from the viewpoint of taking the domestic violence for the one of the family violence and of the training for the civic volunteers ～

Hiromi YAMANISI Yasuko KATAOKA *Kiyoko YAMASAKI

Abstract

According to the revised law for the Prevention of Spousal Violence and the Protection of Victims, a cooperative safety network between the local government and civil sectors is required.

This study advocates the training of volunteers for family counseling specifically for family violence, based on the idea that it is to have community social work through empowering communities.

Giving basic training in elementary social work to civic volunteers, it became possible to manage a center of counseling with trained volunteers. As the result, the center started to function as a bridge between the families who need support and the local government, as a practical way to meet the necessary cooperation between local government and civic organization that is required by the revised law.

Key words : family violence, family support, civic volunteers ,community empowerment ,community social work

キーワード : 家庭内暴力, 家族支援, 市民ボランティア, 地域エンパワメント, コミュニティソーシャルワーク

はじめに

2004年、平成16年度の通常国会では、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年成立 以下、児童虐待防止法)と「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年成立 以下、DV防止法)の改正法が成立した。そのうち、平成16年10月1日から施行されている児童虐待防止法では、その第4条第1項において、国や地方公共団体の責務として、予防や早期発見・適切な対応などにおける民間団体も含めた連携の強化と支援体制の整備に努めなければならないことが付加され、改正法施行後3年以内に施行状況等が検討されるこ

とになっている⁽¹⁾。

同様に、昨年12月より施行されたDV防止法の改正法においても、第2条第3項において都道府県に被害者保護のための基本計画策定を課すだけでなく、第3条で市町村に配偶者暴力相談支援センター機能が付加され、被害者保護の活動を行う民間団体との連携に努めることが規定された⁽²⁾。いずれの法律の改正点においても、子どもや夫婦に対する問題といった家庭内での出来事に対し、県や市町村など地方公共団体によるきめ細かい取り組みと民間団体との連携・協力が焦点が当てられたことが共通した特徴となっている。

従来、児童虐待に対しては児童相談所が、ドメスティ

ック・バイオレンス（以下、DV）に対しては婦人相談所が共に県の行政機関としてそれぞれ対応してきたが、これらの問題の深刻化とより広範囲におけるセーフティネットの必要から、民間団体との連携に焦点が当てられるようになったといえる。

本研究では、この地域における官民の連携という家族をめぐる両法律の改正点に焦点を当てる。さらに、家庭内の問題の中でも特にDVに焦点を絞り、従来のDV研究におけるフェミニズムの視点とは異なり、DVを家庭内における暴力の一つとして位置づける。そして、このように深刻な家族問題に対する家族支援の1つの有効な方法として、地域エンパワメントを位置づける。より具体的には、家族問題に対する相談拠点を地域に設け、そこで受ける相談の中からこのような問題を発見し、それをより適切な連携先に「橋渡し」する相談員を地域で養成するといったファミリーサポートをコミュニティソーシャルワークの手法を用いて展開する必要があると考えるものである。

そのため筆者らの共同研究では、「家庭内暴力に対する市民ボランティア相談員養成の試み」を共通のプロジェクトテーマとし、サブタイトルとして以下の3つのテーマを展開する。「Ⅰ～DVの家庭内暴力としての視点と研修の意義について～」では、家庭内での暴力の一つとしてDVを位置づけ、家族問題の相談窓口として市民ボランティアによる拠点センターを設ける意義と研修の必要性について述べる。次いで「Ⅱ～市民相談員に必要な知識と技術について～」では、Ⅰに基づき筆者らが共同研究として実際に地元N市で行った研修の具体的内容について、「Ⅲ～エンパワメント演習の方法論的展開～」ではその研修に参加した市民ボランティアに対する相談員養成研修のエンパワメント効果について論述する。

ドメスティック・バイオレンス問題の社会的構成

1990年代に入って日本の社会でもDVの問題が社会問題として一般的に認知されるようになったが、配偶者暴力相談支援センターとして婦人相談所が対応するようになったのは平成13年4月DV防止法の成立以降である。それまで、この問題は県によって婦人相談所の対応が異なり、代わって民間の相談窓口やシェルターが受け入れてきた経緯があった。

しかし、DVの問題がそれ以前の日本社会で決して少なかったわけではない。夫から妻への傷害を始め、殺人や暴行など犯罪の検挙件数は以前からも高く、夫から妻への暴力は社会的事実としては存在していたことは報告

されているが個別の事件として扱われている（警察庁：2000）。

同様に、アルコール依存症の夫を持つ家族が抱える問題としても、カウンセリングなど臨床レベルにおいて、この問題は家族からの相談を受けてきておりその重大性は認知されてきた（信田：2002）。しかしこの場合も、あくまでアルコール依存症患者の症状として、その家族の個人的問題として捉えられ、社会問題としては認識されてこなかった。そのため、このような家族内部で起こる問題は民事不介入として扱われ、家父長的慣習による正当化をもたらしてきた結果、社会的な制裁が入らないまま温存されてきたといえる。

むしろDV問題が社会的に取り上げられるようになったのは、1975年の「国際婦人年」とそれに続く「国連婦人の十年」（1976-1985）以降の国際的フェミニズムの動きによる影響が大きかった。国連による女性差別撤廃条約の採択（1979）とそれに続く「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議（1985）において「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択により、女性に対する暴力が世界的に広く認知されるようになった。

特に、1993年6月の世界人権会議における「ウィーン宣言及び行動計画」では、女性に対する暴力は人権問題と位置づけられ、公的及び私的な生活における女性に対する暴力の撤廃が訴えられた。同年12月には「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が国連第48回総会において採択され、女性に対する暴力は、男女間の歴史的に不平等な力関係の現れと捉え、女性に対する暴力は女性を男性に比べ従属的な地位に強いる重要な社会的機構の一つであるとのジェンダーの視点における認識が提示された。

さらに、1995年第4回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」では2000年までに取り組むべき課題として「女性に対する暴力」の問題が独立して取り上げられた。これに呼応して2000年国連特別総会「女性2000年会議」では「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択され、国内レベルでとるべき行動として、女性に対する暴力に対する立法措置の導入に向け、法律の制定及び制度の強化、犯罪の速やかな訴追が可能になるようにすることが各国に要請された。

これらフェミニズムの国際的潮流を背景に、日本でも女性に対する暴力の問題が大きく取り上げられるようになり、家庭内暴力等潜在化しやすい暴力に対する実態の把握と対策の推進が図られた。1999年には男女共同参画社会基本法が成立し、女性に対するあらゆる暴力の根絶

と夫やパートナーからの暴力への対策の推進が盛り込まれた。その結果、対女性暴力に関する立法化という世界の動きに呼応する政策的動向の中で、日本でも2001年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が4月に成立、同年10月13日に施行されることとなった。前述したように、この法律は2004年12月2日からは改正法が施行されることとなった。

児童虐待防止法成立（2000）の背景には、国連における子どもの権利条約採択（1989）により日本における批准（1994）、その結果子どもの人権という考えから家族という制度そのものが改めて認識の転換を迫られた。DVも同様に、国際婦人年以降の20年以上に渡る長い国際的フェミニズムの潮流の中で、性差別の視点から社会問題として構築されてきた経緯がある。DVの問題はこのように個人の家庭問題から女性に対する人権問題という視点を通じ社会問題へと位置づけられていった。

家庭内での暴力の1つとしてのDV

女性に対する暴力としてのDVは、フェミニズム運動の中でその対策の必要性が認められてきたといえる。しかし、日本で2001年に成立したDV防止法では、被害者を女性に限っているわけではない。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」として、男女いづれからの暴力をも対象として制定されている。

被害者として性別を特定しなかった要因は、法律制定の過程で、妻から夫に対する暴力も存在すること、性差により相談や一時保護、保護命令などが受けられなくなること、男女により罰則の扱いが異なることの不都合が検討されたことがある。前節において記述した法律制定の社会的背景については、前文において立法の理念を明確にするに留められている（南野,小宮山,大森,他：2001）。

DV防止法の被害者の性別を特定しなかった過程からも、家庭内における夫婦間の暴力は、本来、“男女共通に抱える問題”として対応する必要があることが分かる。本研究では、このように、DVを児童虐待や老人虐待、子どもから親への暴力（いわゆる家庭内暴力と呼ばれてきたもの）など家庭内で起こる様々な暴力の1つとして捉える視点に立つものである。

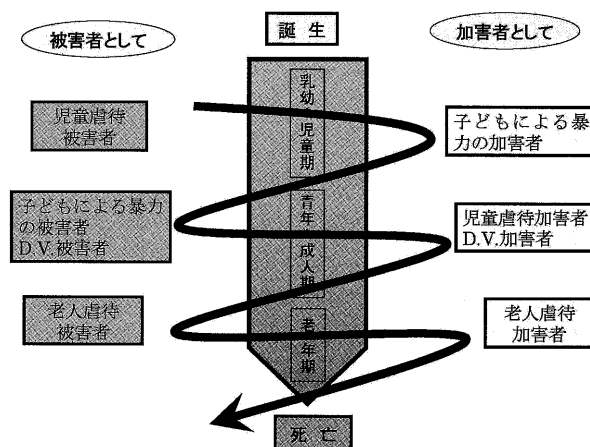
もっとも、このようにDVを女性問題として特定化しない視点については、ジェンダーの立場から男女平等の「セカンド・ステージ」として再検討を要するとの指摘がある。すなわち、DVは男女の社会的な力関係が反映されて私的な場で行なわれる男性から女性への暴力として

あるのであり、女性の抱える問題が、男女の抱える共通の問題として不可視のものへなってしまうという問題の提示である（杉本：2004）。

DV問題を社会問題として位置づけていったフェミニズムの推進力やジェンダーの主張の重要性は十分尊重されるべきであるし、その問題提起の背景は忘れられるべきではないことは無論である。しかし、家庭内での相互作用的人間関係においては、必ずしも一方的な被害者としては存在しない側面がある。例えば、非行臨床の研究では児童虐待と少年非行との関係について円環理論が用いられている。幼い時に児童虐待の被害者であった少年が成長して非行にいたるという形で、被害者が加害者にもなるという逆転現象が指摘されている（家庭裁判所調査官研修所：2003）。

筆者らが行った実態調査⁽³⁾の結果においても、夫から妻への著しい暴力傾向というよりも、社会的・精神的暴力のように今まで暴力と認識されない内容のものが高い割合を占めた。被害割合の高いものでは有意な性差は認められず、一般の家庭において夫から妻へ一方向的に暴力が奮われているとは考えにくい。

むしろ、身体的暴力は暴力と認識しやすい反面、社会的暴力や精神的暴力のような行為者自身も暴力の自覚を持ちにくい内容が多く見られることがわかった。この様



図一．ライフコースにおける家庭内暴力のスパイラル現象

な暴力は、一部を除き性差がなく、男女ともに行った側でも加害者意識がもたれにくい種類のものである。家庭内では普段特に加害者意識がもたれない行為が双方向的に行われ、潜在的にストレスが蓄積された結果、より激しい暴力へと発展する可能性が秘められていると考えられる（山崎,山西：2003ab 山西,山崎：2004）。

家庭内での暴力についてはこのような“暴力の双方向性”だけでなく、同じ家庭内における“暴力の連鎖”の

問題がある。アンケート調査の結果でも、自分の受けた暴力の多くは夫によるものが占めたが、自分の暴力が向かう対象は「子ども」であることも少なくなかった。これまでDVの研究では、夫から妻への加害行為ばかりが問題視されたが、被害者である妻がより弱者である子どもへそのストレスの矛先を向けることにより今度は加害者ともなりえることについてはあまり言及されてこなかった(山崎,山西:2003b,山西,山崎:2004)。家庭内での暴力は1つの暴力行為に留まらず、他にも被害が拡大していることが窺える。

さらに時間軸を取り入れると暴力の連鎖における時間的拡大が見えてくる。筆者らの行ったケース研究では、中高年期には夫によるDVの被害を受けていた女性が、老年期には寝たきりになった夫を自宅に残して家出し、最終的には離婚に至ったケースが見られた。それ以前のDVがあった時点では、妻が被害者といえる状態であったが、この時点ではDVが家族内部に隠され表面化せずストレスが蓄積されたまま老年期に至っている。自宅で夫が脱水状態で発見された時には、夫は老人虐待のネグレクトによる被害者という状況であった(山西,山崎:2004)。

これら家庭内での暴力の現象を個人に焦点を当てライフコースという時間軸を入れてみると“暴力のスパイラル”構造が見えてくる。非行の円環理論同様、家庭内での暴力においても、児童虐待の被害児童が成長して親に暴力を奮ったり、DVや児童虐待の加害者が老年期には妻や子どもに見放されネグレクトの被害者になったりもしている。人はその誕生から死亡までを通じ被害者にも加害者にもなり得る。このように家庭内での暴力は、個人の生涯を通じて時系列的に連鎖し、スパイラルを描くという構造を持っているのである(図-1.)(山崎,山西:2003b,山西,山崎:2004)。

筆者らは、このように家庭内での暴力の問題では、暴力の双方向性と連鎖の現象からも被害者と加害者は両義的であるという可能性を踏まえ、一方的被害者としての女性という従来のジェンダーとは別の視点での対応が必要であると考え。しかも家庭内での連鎖だけでなく、個人のライフコースにも連鎖し拡大することからも、早期の発見とサポートを提供するためのセーフティネットの構築が地域において必要であると考え。

身近なサポーター市民相談員の有効性

筆者らが行ったアンケート調査では、DVや老人虐待の相談を自分が受けた時の立場は、親族としてではなく

友人・知人であるとの回答が一番多かった(山崎,山西:2003ab)。自分がそのような問題に遭遇した時には誰に相談するかという想定の問題に対しては配偶者や親族との回答が多かった。しかし、いざ問題の原因がその配偶者であったり、親族の居所が相手に知っていたりなど実際には身内には頼れないということが反映しているのであろう。この結果より、筆者らは家庭内での問題でも特に深刻な問題は親族よりも身近な他人に相談しやすいと判断し、この身近な他人をエンパワメントすることが重要と考える。

ケース調査の結果からも、DVなど深刻な家庭内での問題を抱えている人が、いきなり婦人相談所や警察など専門機関に相談することはほとんど無い。実際にこのようなところに相談する人はかなり身が危険なレベルにまで至ったケースであることが殆どである。むしろ問題がそこに至る前にキャッチし、深刻化しないよう適切な対応をとることにより問題を未然に防ぐための予防や家族の崩壊を回避することが必要であろう。

そのため、筆者らはDV被害者保護のための“望ましい被害者保護のシステム”の概念図を提示している(図-2.)。友人・知人などのインフォーマルなサポーターを研修など通じてエンパワメントすることにより、このアクセスネットワークを地域に張り巡らすことがで

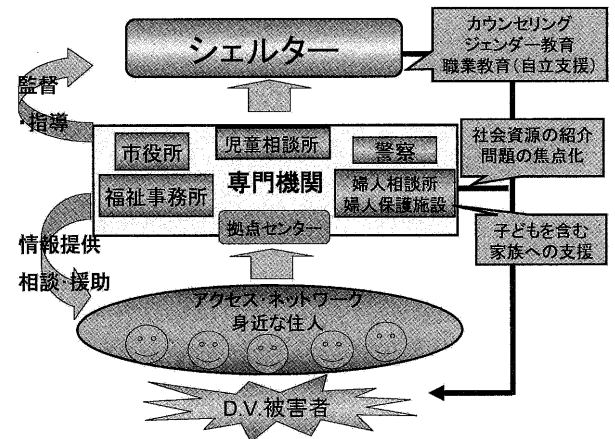


図-2. 望ましい被害者保護のシステム

きる。そしてこのアクセスネットワークを媒介し、DVなど家族問題を抱えた相談者を拠点センターへ繋ぐことが可能になる。この各地域に設けられた拠点センターでは、受けた相談をより専門性の高い機関に振り分けていくという役割を持つのである(山崎,山西:2003ab,山西,山崎:2004)。

DVなど家族問題を抱えた一般の市民にとって、専門機関は心理的にも敷居が高く、またどこに行けば良いの

かも分かりづらい。筆者らは専門機関との間のワンクッションとして地域に拠点センターが必要と考え、2002年より勤務先の大学がある近隣H市などにおいてこのような拠点センターに相当する女性センターで相談員への研修を行ってきた（山崎,山西：2003ab）。今回のDV防止法の改正法では、前述のように市町村で“配偶者暴力相談支援センター”を設置し、被害者保護を図る民間団体との連携努力が付け加えられている。DVなど家族問題の発見では市民ボランティアは非常に有効なインフォーマルな社会資源である。その市民ボランティアによる相談員が拠点センターの相談窓口から、その受けた相談内容と被害者を各市町村に配置される配偶者暴力相談支援センターなどフォーマルな支援へと「橋渡し」をする。このような「フォーマル/インフォーマル」なサポーターの役割分担による連携は、改正法で指摘されている民間団体との連携の具体的展開の1つのあり方と位置づけることができるだろう。

研修の必要性—福祉的視点からのサポート

相談を受けるためには相談の受け方や内容について理解を深めるための研修が必要である。たとえば、家裁の調停員や警察官、婦人相談所の職員による二次被害⁽⁴⁾に遭う人が多いことはDV被害女性への調査結果からも報告されている（日本経済新聞：2003/9/5）。このようなことが起こるのは、この問題に対する視点が社会化されず、個人の問題にすり替えてしまうため、被害女性を責めることにもなる。

しかし、2次被害が起こるのは単にこのようなDVについての理解がない場合だけではない。むしろ熱心に相談を聴き援助するつもりが結果として被害者を排除してしまうこともある。筆者らが行ったケース研究においても、実際には女性の方にも夫の暴力に至る要因があった場合、逡巡して自身では相談窓口に来られないケースがあった（山崎,山西：2003b）。

この問題に対するジェンダーの視点である「女性は決して悪くない」というメッセージは、自分にも疚しい点がある被害女性の場合、自分は保護されないという受け取り方にも繋がり、結果としての“保護の選別”が起こる。このようなことが起こる要因としては、一般にソーシャルサポートの提供場面においては、支援が必要だから与えられるのではなく、支援を受けるに際し何らかのふさわしさといった社会的判断による選別の仕組みが見受けられることが挙げられる。支援の対象として選ばれる弱者についての“社会的カテゴリー”が存在するので

ある（山西：1999）。

ジェンダーの視点では、自分も過ちを犯した被害女性は支援の網の目からもれてしまう。しかし、その女性が正しいから救われるのではなく、暴力の被害者であるから助けられる必要があるのがあって援助のための理由は本来問われる必要はない。相談員にはこのような「福祉の視点」が必要である。そのためにも自己覚知、即ち自分の価値観を客観的に把握することが求められる。

このように、相談員は単にDVについての理解だけではなく、相談援助に関する知識と技術が必要である（山崎,山西：2003b）。DVのような家族の問題について「福祉の視点」から相談を受けるには、受容や非審判的態度などバイステック理論を始め、自分が日常生活で他人の相談を受ける時のような個人的相談との違いについても理解する必要がある。

さらに、被害者は単に暴力による被害の問題を抱えているわけではない。実際には、要支援家族は多問題家族あるいは多課題家族として存在しており、支援が困難な場合も多い。内閣府が行ったDVの相談員への調査結果においても相談員の不満や負担感の大きな要因として、被害者が複合的問題を抱え支援が難しいことが挙げられている（内閣府：2004）。何が優先的に対応すべき問題なのか、問題を焦点化する技術が必要となってくる。

また、相談員がバーンアウトすることにも対策が必要である。被害者のために良いと思うことを懸命にしているつもりでも、「そんなこと頼んでいない」と被害者に振り回されることもある。本来相談すること自体が被害者にとって危険なことである。中には警察や婦人相談所への通報など具体的手段よりも、ただ自分にはどのような選択肢がありえるのか知りたいだけの被害者もいる。自分がどうしたいのか分かるのは被害者だけである。法律や連携先など情報を提供しても、最終的には被害者の自己決定にそって対処をすすめることは相談員のリスク・マネジメントとしても必要である。

筆者らは善意のみでは相談員にはなれないと考える。相談員としての必要な研修を行うことにより実践に必要な資質を身につけることを重視している。このような相談援助技術の基礎から始まる筆者らの研修に対し、参加者の意識や力の向上を知る1つの目安として研修最終回にKJ法を行った。研修を受けての感想とこれからの取組について各自が気持ちを書き出し、KJ法を用いて班ごとに内容の整理を行った。その結果、感想としては、向上心や自信に加え、これから相談業務に携わるに於いての不安も共通した気持ちとして表れた。これからの取組については、研修の継続意欲や今後の方向性について

などやる気が共通して浮かび上がってきた。感想として上がった不安の具体的内容は、実際に相談を受けている時に学んだ知識や技術を使えるかという研修を受けたことによる相談業務の難しさへの気づきから生じていたと考えられる。しかし、やる気についてはそれでもDVなどの家族問題で困っている人の力になりたいという元々研修の参加者が持っていた思いが損なわれていないことを表しており、結果として研修は生かされたかと判断できるだろう。

おわりに

我が国では、日本型福祉社会論が展開されてきた過程もあり、家庭内での問題に対する行政の取り組み自体が始まったばかりである。しかし、DVなどの家族問題をもつ家族は、要支援家族ないしは接近困難な家族という形で元々存在しており、個別には福祉の支援対象となってきた経緯がある。

近年、児童や女性をめぐる人権の視点から児童虐待やDVの問題が取り上げられるようになった。その対策の必要性が社会的に認知されることにより、法律も整備され地域における早期発見・対応のシステムの構築が社会的に求められるようになってきた。

筆者らの最終目標は、このようにDVなどの家庭内での問題を抱えた家族に対する社会的支援を通じてのファミリー・エンパワメントである。しかし、現実にはこれら要支援家族が自分たちの抱えている問題を認識し、自分から当該窓口で相談に訪れることを期待するのは難しい。しかも問題を抱えた家族は、多問題家族あるいは多課題家族として存在しており、単独の問題だけを抱えているわけではない。筆者らが近隣H市における被害者保護のモデル事業を展開する中、H市が呼びかけた「女性に対する暴力対策連絡会議」に参加した専門機関は計15箇所⁽⁵⁾に上った。DVなどの家庭内での問題に対応するには、それらの課題に対して地域の各専門機関・団体などとのネットワークを通じた家族支援を図る必要がある。

そのために、地域で早期発見し適切な連携先へ「橋渡し」できるようなネットワークの形成とそれが機能するようはたらきかけるコミュニティソーシャルワークの展開が必要となる。問題が深刻化する前に相談を受けとめる場所となる地域の拠点センターの設置と相談を聴く技術と知識をもった相談員の養成が求められる。

一方、地域には民生児童委員や主任児童員がすでに配置されている。筆者らが今回N市で行った研修にも民生

員らが自発的に参加していた。これら地域に元々ある社会資源をさらに研修を通じて、地域での問題を拠点センターに繋ぐようにすることが望まれる。このように家族支援の方法として地域エンパワメントを図ることは、結果として改正法に記された民間団体との連携の1つの実践と位置づけることができるだろう。

このように家族支援を図ることが家族福祉と対立するとの指摘もある。家族支援という概念が高齢者介護や子どもの養育など対社会的機能を家族に担わせるよう期待する政策的論者の立場で論じられているという指摘である(春日井:2004)。核家族化による家族機能の低下が叫ばれて久しいが、筆者らは必ずしも現代家族による家族機能の遂行にこだわるものではない。ただ、ケース研究を通じ、それでも夫と別れたくない妻や家庭崩壊の狭間にある児童の思いに出会うにつけ、どのような家族であろうとその人が拠り所としている思いを尊重したいと考える。

現行の援助システムでは問題が深刻化してからの対応となることも多いため、家族員間の分離を余儀なくさせられてしまうことが起こる。これらの家族は必ずしも客観的にみると「健全な家族(ヘルシー・ファミリー)」(畠中:2003)ではないかもしれない。しかし、現実には家族の有りようは様々である。むしろその1つ1つを家族という事象として認識し、当事者がありたく思う家族を実現できるようサポートするシステムも必要ではないかと考えている⁽⁶⁾。そのための家族支援を意図している。

家族福祉は地域福祉を前提あるいは背景にしている(野々山:1992)。そしてこの地域のネットワークといったコミュニティサポートがパブリックファミリズム⁽⁷⁾として現代の家族が背負いきれなくなった部分を補強し、それぞれの人の生き方への理解と積極的で柔軟なソーシャルサポートを提供していくことによる福祉社会の実現が望まれる(山西:2002)。

本研究は、DVを児童虐待や老人虐待など家庭内の暴力の一つとしての位置付け、早期による発見とサポートの提供が必要と考える。そのためには、市民ボランティアの活用が有効であるとの視点から、地元N市において拠点センターの設置と相談員としての研修を行った。これらの試みはDV防止法改正点における行政の民間団体との連携の実践として捉えることができるだろう。

本稿は筆者らの共同研究及び実践の理論的位置づけについて提示したものである。続く「家庭内暴力に対する市民ボランティア相談員養成の試み(Ⅱ)～市民相談員に必要な知識と技術について～」ではその研修で行った

相談援助技術の演習内容について、「家庭内暴力に対する市民ボランティア相談員養成の試み（Ⅲ）～エンパワメント演習の方法論的展開～」では研修を行った結果として研修効果の測定を受講生のエンパワメント評価から論述する。

註

- (1) 「第4条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後18歳となった者に対する自立の支援を含む。第3項及び次条第2項において同じ。）並びに児童虐待を行なった保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない」（児童虐待防止法 平成16年改正施行）
- (2) 「第3条第2項 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができる。」「同条第5項 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする」（DV防止法 平成16年改正施行）
- (3) 平成13-14年度文部科学省科学研究補助金 基盤研究C-2課題NO.13610259（研究代表者 山崎きよ子）調査研究方法の詳細については報告書（山崎、山西：2003b）を参照。
- (4) 例として出されているDVの2次被害とは、「子どもだって父親に会いたいのに決まっている」とか、「これだから仕事をしている女性は気が強くていけない」とぶぜんとされる、加害者のかわいそうな生い立ちに同情されるなど被害女性の置かれた状況を理解せず、自分の固定的価値観からむしろ被害女性を非難し追い詰めるものである。
- (5) H市が2002年2月27日に行った「女性に対する暴力対策連絡会議」に参加した関連機関は、M地方方法務局H支局、M県中央福祉相談支援センター、M県警察本部生活安全企画課、M県H警察局、M県H保健所、H市H郡医師会、H市社会福祉協議会、H市子育て支援センター、H市福祉事務所、H市市民課、H市健康管理課、H市教育委員会、H市企画課、H市男女共同参画社会づくり推進ルーム「さんびあ」女性のための女性による相談事業、本学の計15箇所であった（山崎、山西：2003b）。
- (6) 無論、犯罪や麻薬、暴力が嗜癖化しているような家族に対しては社会認識を持って対応していく必要があることは言うまでもない。
- (7) 育児や介護、看護の労働など個人にとって不可欠な相互扶助や感情依存の欲求充足などの機能をファミリーズムと呼んでいる。そして、このファミリーズムを、国家・自治体・企業などが個々の私生活を支えるための諸政策として展開することはパブリックファミリーズムと呼ばれている（井上：1995）。

参考文献

- 畠中宗一：家族支援論.初版,世界思想社,2003.
- 井上真理子：「ファミリーズム」論：ファミリーズムの再発見.世界思想社,pp.3-23,1995.
- 春日井典子：介護ライフスタイルの社会学.初版,ミネルヴァ書房,2004.
- 家庭裁判所調査官研修所：児童虐待が問題となる家庭事件の実証的研究－深刻化のメカニズムを探る.初版,司法協会,2003.
- リーサ・カプラン,ジュディス・L・ジラルド（小松源助監訳）：ソーシャルワーク実践における家族エンパワメント.初版,中央法規,2001.
- 内閣府：配偶者等からの暴力に係る相談員等の支援者に関する実態調査結果＜概要＞.2004.
- 信田さよ子：DVと虐待.初版,医学書院,2002.
- 野々山久也：家族福祉の視点.初版,ミネルヴァ書房,1992.
- 南野,小宮山,大森,他：詳解DV防止法.初版,ぎょうせい,2001.
- 社会福祉法規研究会：平成16年版社会福祉六法.新日本法規,2004.

- 杉本貴代栄：福祉社会のジェンダー構造.初版,勁草書房,2004.
- 山西裕美：阪神・淡路大震災における仮設住宅居住者をめぐるサポート・ネットワークの構造.長寿社会研究所・家庭問題研究所年報第4巻：65-74,1999.
- 山西裕美：母子家庭をめぐるソーシャルサポートの現状と課題：社会福祉の動向と課題.初版,中央法規,pp.180-195,2002.
- 山西裕美,山崎きよ子：家庭内暴力における暴力の双方向性と連鎖についての研究.厚生学の指標第51巻第8号：16-21,2004.
- 山崎きよ子,山西裕美：家庭内暴力（Violence in the Family）についての研究.九州保健福祉大学研究紀要第4号：31-40,2003a
- 山崎きよ子,山西裕美：ドメスティック・バイオレンスについて調査研究平成13年度～14年度文部科学省研究費補助金研究成果報告書.2003b.

要旨

平成16年に成立したDV防止法の改正法では、民間団体との連携の強化と支援体制の整備が求められている。本研究は、DVを家庭内の暴力の1つと位置づけ、このような家族問題に対する支援の一方法として地域エンパワメントを通してコミュニティソーシャルワークを展開することが有効であると考え。より具体的には地域に市民による相談員を養成することが必要と考える。そのため、地元市の男女共同参画センターにおいて市民ボランティア対象に相談員としての社会福祉援助技術の基本的な研修を行い、ボランティア相談員による拠点センターの運営が可能となった。この結果、改正法に規定された市町村による民間団体との連携の1つの実践の方法として、この相談窓口が行政などの専門機関への橋渡しとして機能することができるようになった。